

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 4 月 25 日

高松地方裁判所民事部不動産執行係

裁判所書記官 松 家 由 奈

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 5 月 16 日 午前 8 時 30 分から 令和 7 年 5 月 23 日 午後 4 時 30 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 5 月 28 日 午前 10 時 00 分 場 所 高松地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 6 月 11 日 午後 1 時 30 分 場 所 高松地方裁判所民事部不動産執行係
特別売却 実施期間	令和 7 年 5 月 29 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 6 月 4 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 4 月 25 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 ※ 特別売却の買受申出の受付日時は, 上記特別売却実施期間の初日及び最終日の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までです。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	830,000 664,000	一括	166,000	30,270	0
1	130,000				
2	700,000				
備考					



物 件 目 録

1 所 在 坂出市西大浜南三丁目
地 番 27 番 13
地 目 宅地
地 積 41.29 平方メートル
持分 13 分の 4

2 所 在 坂出市西大浜南三丁目
地 番 27 番 14
地 目 宅地
地 積 292.88 平方メートル
持分 13 分の 3



物 件 明 細 書

令和 7 年 4 月 3 日

高松地方裁判所民事部不動産執行係

裁判所書記官 松 家 由 奈

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 1, 2】

- ・売却対象外の共有持分を有する B が占有している。同人所有の下記売却対象外建物が物件 1 土地上に存在する。

記

種 類	居宅
構 造	木造瓦葺 2 階建
床面積	1 階 111.91 平方メートル
	2 階 55.95 平方メートル

- ・有限会社美咲食堂が占有している。同人の占有権原は使用借権と認められる。同人所有の下記売却対象外建物が本件土地上に存在する。

記

種 類	物置
構 造	木造瓦葺平家建
床面積	12.42 平方メートル

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1, 2】

物 件 目 録

1 所 在 坂出市西大浜南三丁目

地 番 2 7 番 1 3

地 目 宅地

地 積 4 1 . 2 9 平方メートル

共有者 A 持分 1 3 分の 4

2 所 在 坂出市西大浜南三丁目

地 番 2 7 番 1 4

地 目 宅地

地 積 2 9 2 . 8 8 平方メートル

共有者 A 持分 1 3 分の 3



令和6年(ヌ)第25号
令和6年11月22日受理
令和6年12月19日提出



現況調査報告書

高松地方裁判所

執行官 都 築 浩 一

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 坂出市西大浜南三丁目
地 番 27番13
地 目 宅地
地 積 41.29平方メートル
共有者 A 持分13分の4

2 所 在 坂出市西大浜南三丁目
地 番 27番14
地 目 宅地
地 積 292.88平方メートル
共有者 A 持分13分の3



(2 枚目)

(占有関係用〈2占〉)

占有者及び占有権原 (物件1、2関係)			
占有範囲		■全部	■全部
占有者		□債務者 ■B	□債務者 ■有限会社美咲食堂
占有状況		□敷地 □駐車場 □ ■居宅 □事務所 □店舗 □倉庫	□敷地 □駐車場 ■物置 □居宅 □事務所 □店舗 □倉庫
関係人の陳述及び提示文書の要旨		■陳述(■A、D ()) ■文書(■課税証明書、家屋課税(補充)台帳)	□陳述(□ ()) ■文書(■課税証明書、家屋課税(補充)台帳)
占有権原		□賃借 ■使用借 □転借 □	□賃借 ■使用借 □転借 □
占有開始時期		平成15年2月ころ	平成15年2月ころ
最初の 契約等	契約日	平成15年2月ころ	平成15年2月ころ
	期間	平成15年2月 日から □ 年 月 日まで 年間 ■期間の定めなし	平成15年2月 日から □ 年 月 日まで 年間 ■期間の定めなし
更新の種類別		□合意更新 □自動更新 □法定更新	□合意更新 □自動更新 □法定更新
現在の 契約等	期間	年 月 日から □平成 年 月 日まで 年間 ■期間の定めなし	年 月 日から □平成 年 月 日まで 年間 ■期間の定めなし
契約等 当事者	貸主	■土地共有者 □その他()	■土地共有者 □その他()
	借主	■建物所有者 □その他()	■建物所有者 □その他()
賃料・支払時期		毎 金 円 (毎 限り 分払) □前払 () □相殺 ()	毎 金 円 (毎 限り 分払) □前払 () □相殺 ()
敷金・保証金		■ない □敷金 □保証金 □ある [金 円	■ない □敷金 □保証金 □ある [金 円
特約等		□譲渡転貸可 □	□譲渡転貸可 □
その他			
執行官の意見		■上記のとおり □下記のとおり □「執行官の意見」のとおり	■上記のとおり □下記のとおり □「執行官の意見」のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

目的外建物の概況 (物件1、2 関係)		
1	所 在	香川県坂出市西大浜南三丁目27番14 (登記簿上地番)
	家 屋 番 号	☒ ない (未登記) ☐
	種 類	☒ 居宅 ☐ 店舗 ☐ 共同住宅 ☐ 工場 ☐ 倉庫 ☐
	構 造	木造瓦葺2階建
	床面積 (概略)	1階 111.91平方メートル 2階 55.95平方メートル
	所 有 者	☒ 土地共有者 B ☐ その他の者 () ☐ 不明
	建 築 時 期	☒ 平成15年2月ころ ☐ 不明
	建 築 者	☒ 現所有者 ☐ その他の者 () ☐ 不明
そ の 他 の 事 項		
2	所 在	香川県坂出市西大浜南三丁目27番13、14 (登記簿上地番)
	家 屋 番 号	☒ ない (未登記) ☐
	種 類	☐ 居宅 ☐ 店舗 ☐ 共同住宅 ☐ 工場 ☐ 倉庫 ☒ 物置
	構 造	木造瓦葺平家建
	床面積 (概略)	12.42平方メートル
	所 有 者	☐ 土地所有者 ☒ その他の者 有限会社美咲食堂 ☐ 不明
	建 築 時 期	☒ 平成15年2月ころ ☐ 不明
	建 築 者	☐ 現所有者 ☒ その他の者 (B) ☐ 不明
	そ の 他 の 事 項	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■C方居住の女性 ■D (債務者の兄、共有者、 有限会社美咲食堂の代表 者) ■A (債務者兼共有者)	本件物件のことは、有限会社美咲食堂でDから聞いてください。 1 私は債務者の兄です。私も本件物件の共有者の一人です。本件土地上の居宅には、Bと債務者が居住していましたが、Bは今から1、2年くらい前に入院しましたので、以後は債務者が一人で生活していました。債務者も1、2箇月前から失踪しています。 2 居宅の所有者はBだと思いますが、登記していたかどうかは分かりません。平成13、4年ころに新築したと思いますが、敷地の共有者らは親族ばかりですので、Bが敷地を利用することについて、無償で利用させてもらっていたと思います。 3 物置について、私の前代表者である祖母Cは、会社のものかどうかは分かりませんが、一時は物を置いて使用していたようです。私が会社の代表者になって全て処分し、現在は使用していません。物置が会社の所有物かどうか意識はしていませんでした。会社に課税されているのなら、会社が支払いはしていると思います。 1 私は本件物件の債務者兼共有者です。 2 本件物件上の建物については、今から20年くらい前にBが新築したと思います。当時は、両親と私の3人が居住していましたが、父が死亡した後はBと私が2人で暮らしていましたが、Bも今から1、2年前に入院し、以後は私が一人で住んでいました。私も令和6年10月末ころに退去しましたので、今は誰も住んでいないと思います。 3 居宅や物置について、登記がされていたかどうかは分かりません。また、物置をだれがどのように使用していたかについてはあまり意識したことがありませんので、よく分かりません。Bが居宅や物置を建築する際に、敷地の共有者らに地代を払う約束をしたりはしていないと思いますので、親族間のことですので、無償で利用することになったのだと思います。なお、Bは有限会社美咲食堂の経営には全く関与したことはないと思います。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

■

- 1 本件受命物件の占有関係は、関係人の陳述及び現況から、2枚目、3枚目、4枚目記載のとおり認めた。
- 2 本件土地は、非線引都市計画区域内に存在し、西側を幅員約9mの坂出市道（建築基準法42条1項1号）に接道している。
- 3 物件1と物件2の境界については判然としないが、一団の土地として利用されており、周囲の土地との境界は明らかである。14条1項地図は存在する。
- 4 物件1及び物件2にまたがって、目的外建物2（未登記物置）が存在し、物件2上には、目的外建物1（未登記住宅）が存在している。
- 5 坂出市役所の評価証明書によると、目的外建物1はBが所有者であり、目的外建物2は有限会社美咲食堂が所有者のようである。また、中讃土木事務所の建築計画概要書によると、目的外建物1及び2は、Bが平成15年2月ころ新築した建物だと思われる。
中讃土木事務所の建築計画概要書によると、目的外建物1及び2の建築主はBとなっていることから、建築時は両建物ともBの所有建物であることが窺われる。建築計画概要書の工事完了予定年月日は平成15年2月28日となっている。しかし、坂出市役所の評価証明書によると、納税義務者として目的外建物1はBが、目的外建物2は有限会社美咲食堂が記載されている。このことからすると、現在はそれぞれの納税義務者が所有者となっているものと推測される。
- 6 関係人の陳述等にあるとおり、目的外建物1及び2の物件1土地に対する利用権原は、親族間のことであり、使用貸借と史料する。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和6年11月25日(月) 13:10-13:20	高松法務局	周辺土地、地上建物等調査
令和6年11月25日(月) 14:20-14:45	物件所在地	物件確認、占有調査、写真撮影
令和6年11月27日(水) 9:00-9:15	高松法務局丸亀支局	閉鎖登記簿等調査
令和6年11月27日(水) 9:30-9:40	共有者C宅	占有調査
令和6年11月27日(水) 9:50-10:15	有限会社美咲食堂	占有調査、地上建物所有者調査、Dから聴取
令和6年11月27日(水) 10:30-11:10	坂出市役所	公法上の規制等調査
令和6年11月27日(水) 11:15-11:20	中讃土木事務所	公法上の規制等調査
令和6年11月28日(木) 12:50-13:10	坂出市役所	目的外建物の所有者等調査
令和6年11月28日(木) 13:35-13:50	広域水道企業団中讃ブロック統括センター	給排水等調査、水道契約者調査
令和6年12月4日(水) 14:00-15:00	物件所在地	現地調査、評価人同行
令和6年12月4日(水) 15:10-15:45	坂出市役所	目的外建物所有者調査

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和6年12月4日(水) 15:55-16:10	中讃土木事務所	目的外建物所有者調査(建築確認資料等調査)
令和6年12月6日(金) 9:10-9:30	高松法務局	会社登記簿等調査
令和6年12月9日(月) 19:45-20:15	(携帯電話)	債務者兼共有者 A から聴取(電話)
令和6年12月11日(水) 11:30-11:45	坂出市役所	目的外建物の所有者等調査(家屋課税台帳調査)
令和6年12月17日(火) 14:05-14:30	当庁	有限会社美咲食堂代表者 D から聴取(電話)

(特記事項)

☐ 平成 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 平成 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 平成 年 月 日

休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

地区外

N.



(9 枚目)

1



本件物件の外観

2



物件 1、2 土地の状況

3



物件 1、 2 土地の西側の状況

4



物件 1 及び物件 2 南側の状況

5



物件 2 土地の東側の状況

6



物件 2 土地の北側の状況

7



物件 1、 2 土地上の目的外建物 2 の状況

8



物件 2 土地上の目的外建物 1 の状況

令和6年(又)第25号
令和6年12月4日 現地調査
令和6年12月20日 評価

高松地方裁判所 御中



評 価 書

評価人 不動産鑑定士

富 永 和 志

第 1 評価額

一 括 価 格	
金 8 3 0 , 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 1 3 0 , 0 0 0 円
物件 2 (土地)	金 7 0 0 , 0 0 0 円

- 1 一括価格は、物件 1・2 の各不動産について、一括売却（民事執行法 6 1 条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件 1・2 の価格は、目的外建物のための土地利用権等価格を控除した価格である。

第 2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者が内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 5 8 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第 3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 地 地 地 在 番 目 積	坂出市西大浜南 3 丁目 2 7 番 1 3 宅地 4 1 . 2 9 m ² 共有者 A 持分 1 3 分の 4 (詳細は執行官作成の仮名一覧表参照)	同左
2	所 地 地 地 在 番 目 積	坂出市西大浜南 3 丁目 2 7 番 1 4 宅地 2 9 2 . 8 8 m ² 共有者 A 持分 1 3 分の 3 (詳細は執行官作成の仮名一覧表参照)	同左
番号	特 記 事 項		
1	持分 1 3 分の 4 が売却の対象である。		
2	持分 1 3 分の 3 が売却の対象である。		
1・2	物件 1・2 土地に、目的外建物 1・2 が存する。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1・2）

位置・交通	J R 予讃線「坂出」駅北西方約1.5km(直線距離) (別添「位置図」参照)	
付近の状況	坂出市の北西方に位置し、一般住宅が建ち並ぶ住宅地域である。 地域要因に特別の変動要因がなく、当分の間現状のまま維持すると予測する。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	非線引き都市計画区域 第1種住居地域 60% 200% — —
面地条件	面積：334.17㎡ 間口：約16.7m 奥行：約20m 形状：ほぼ長方形 地勢：ほぼ平坦	
接面道路の状況	西側が現況幅員約9m両側歩道付舗装市道に接面する。 上記道路は建築基準法第42条第1項1号道路である。	
土地の利用状況及び隣地の状況等	本土地上に土地共有者Bが目的外建物1を所有し、有限会社美咲食堂が目的外建物2を所有しそれぞれ占有している。 占有者及び占有権原等は、執行官作成の現況調査報告書のとおりである。 隣接不動産の状況は、東側住宅、西側道路を挟んで住宅、南側住宅、北側住宅である。	
供給処理施設	上水道 あり ガス配管 あり 下水道 あり	

特 記 事 項	①周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しない。 ②土壌汚染については登記簿、古地図による地歴調査、関係者への聞取調査等によれば、土壌汚染の可能性は小さいと推定する。なお、土壌汚染の有無の詳細は専門機関による調査を要する。 ③目的外建物は次のとおりである。 目的外建物 1 所在：坂出市西大浜南 3 丁目 2 7 番地 1 4 家屋番号：ない（未登記） 種類：居宅 構造：木造瓦葺 2 階建 床面積：1 階 1 1 1. 9 1 m² 2 階 5 5. 9 5 m² 建築時期：平成 1 5 年 2 月頃新築 所有者：土地共有者 B 建築者：現所有者 目的外建物 2 所在：坂出市西大浜南 3 丁目 2 7 番地 1 3、1 4 家屋番号：ない（未登記） 種類：物置 構造：木造瓦葺平家建 床面積：1 2. 4 2 m² 建築時期：平成 1 5 年 2 月頃新築 所有者：その他の者 有限会社美咲食堂 建築者：その他の者 B ④物件 1 と物件 2 の境界については判然としないが、一団の土地として利用されており、周囲の土地との境界は明らかである。
---------	---

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

- (1) 建付地価格（物件1・2を含む全持分）
 目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1・2を含む 全持分	38,200	1.0	334.17	—	12,765,000

千円未満四捨五入

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 坂出－6

$$\begin{array}{ccccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 41,600 \text{ 円/㎡} & \times & 99.3/100 & \times & 100/100 & \times & 100/108 & \div & 38,200 \text{ 円/㎡} \end{array}$$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：なし

◇地域格差：街路条件 -4%、交通接近条件 +2%、環境条件 +10%（各要因間は相乗）

イ 個別格差：なし

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：補正の必要はない。

※物件1・2の内訳価格

前記で査定した一体地の土地の内訳価格を面積比で按分すると以下のとおりである。

物件1

$$12,765,000 \text{ 円} \times \frac{41.29 \text{ m}^2}{41.29 \text{ m}^2 + 292.88 \text{ m}^2} \div 1,577,000 \text{ 円}$$

物件2

$$12,765,000 \text{ 円} \times \frac{292.88 \text{ m}^2}{41.29 \text{ m}^2 + 292.88 \text{ m}^2} \div 11,188,000 \text{ 円}$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地利用権等価格を控除し、さらに市場性修正、競売市場修正を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円)	土地利用権等割合		土地利用権価格 (円)
	ア	イ		ア×イ
1・2を含む 全持分	12,765,000	0.10	敷地占有利益	1,277,000

千円未満四捨五入

イ 土地利用権等割合：目的外建物の土地利用権等を敷地占有利益、その範囲は物件1・2土地全体に及ぶと判定し、その割合を10%と査定した。

※物件1・2の利用権価格

前記で査定した一体地の土地の内訳価格を面積比で按分すると以下のとおりである。

物件1

$$1,277,000 \text{ 円} \times \frac{41.29 \text{ m}^2}{41.29 \text{ m}^2 + 292.88 \text{ m}^2} \div 158,000 \text{ 円}$$

物件2

$$1,277,000 \text{ 円} \times \frac{292.88 \text{ m}^2}{41.29 \text{ m}^2 + 292.88 \text{ m}^2} \div 1,119,000 \text{ 円}$$

② 評価額

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権 価格の控除 び加算(円) イ	持分 ウ	占有減 修正 エ	市場性 修正 オ	競売市場 修正 カ	評 価 額 (円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ×カ
1	1,577,000	-158,000	4/13	1.0	0.5	0.6	130,000
2	11,188,000	-1,119,000	3/13	1.0	0.5	0.6	700,000
一括価格(合計)							830,000

万円未満四捨五入

ウ 持分：物件1：共有者A（持分13分の4）

物件2：共有者A（持分13分の3）

（詳細は執行官作成の仮名一覧表参照）

エ 占有減価修正：必要なし

オ 市場性修正：共有持分の取引であり、目的外建物が存することによる市場性の減退を-50%と査定した。

カ 競売市場修正：評価の条件記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第 6 参考価格資料

1 地価公示価格（坂出－6）

所 在：坂出市西大浜南1丁目14番20「西大浜南1－4－9」

価 格：41,600円／m²

位 置：JR予讃線「坂出」駅の北西方約1.7km(道路距離)

価 格 時 点：令和6年1月1日

地 積：337m²

供給処理施設：水道、ガス、下水

接 面 街 路：南側5.7m市道

用途指定等：非線引き都市計画区域、第1種住居地域（建蔽率60%、容積率200%）

地 域 の 概 要：中小規模一般住宅が多い区画整然とした住宅地域

2 固定資産税評価額（令和6年度）

物件1：1,143,733円（全体）

物件2：8,112,776円（全体）

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

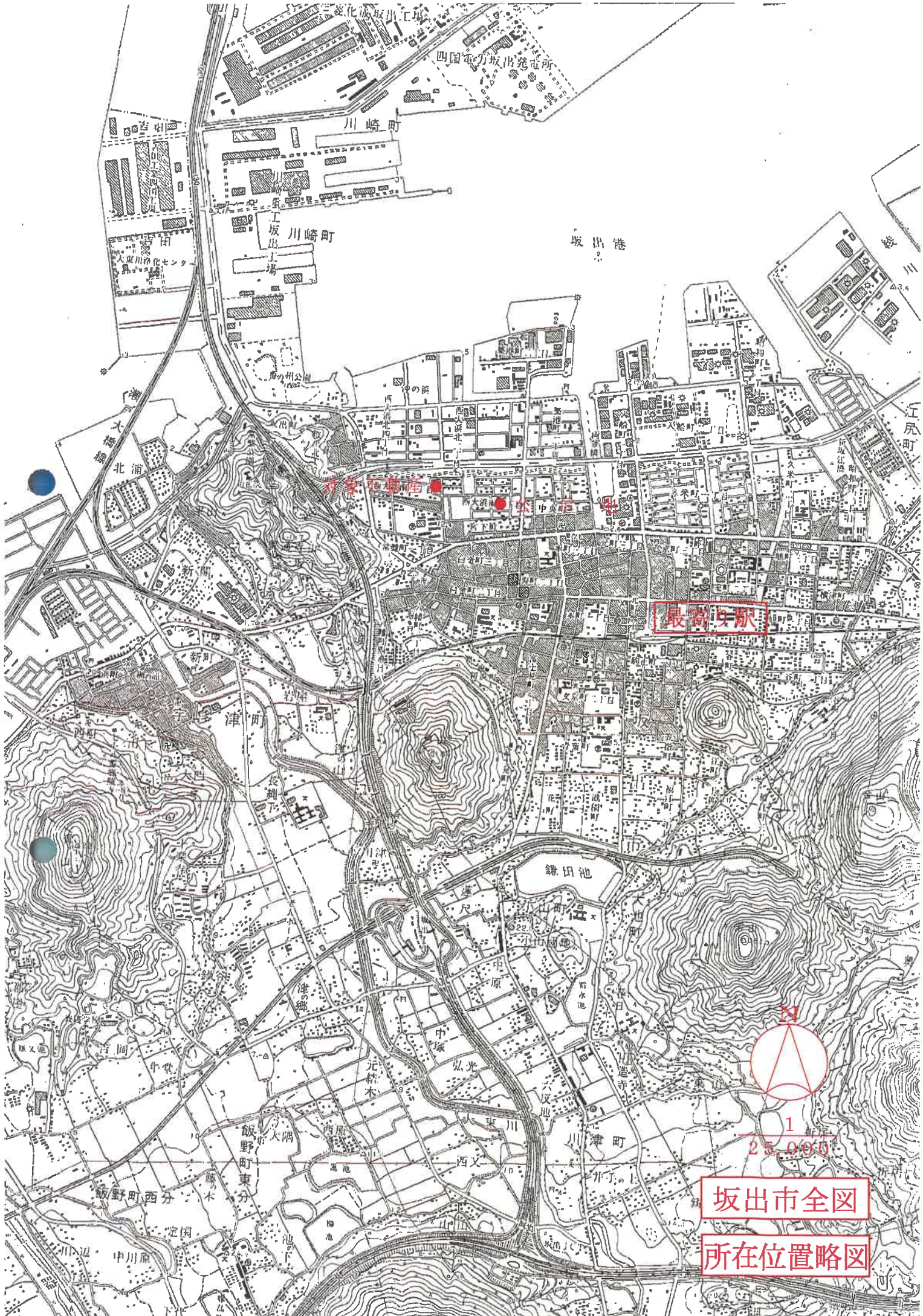
第 7 附属資料の表示

1 位置図

2 地図（不動産登記法第14条第1項）写

3 土地建物位置関係図（概略）

以 上



坂出市全図

所在位置略図



027 (座標値種別：図上測定)



1
500

地図 (不動産登記法 第14条第1項) 写

地番区域見山

西大3丁

在 坂出市西大浜南三丁目

地 番 27番14

土地建物位置関係図（概略）

S=1/500

地区外

N

28

58-3

27-1

27-2

58-4

27-3

27-4

27-5

26-1

57-1

26-3

26

26-2

26-4

2

26-34

26-33

26-32

25

25-1

25-19

25-20

2

57-2

27-12

27-11

27-10

30-14

30-16

30-17

30-18

30-15

30-13

30-36

30-12

30-11

30-35

30-26

30-25

30-31

30-22

30-21

30-19

2

2

2

2

2

2

物件2
土地

物件1
土地

目的外
建物 1

目的外
建物 2

幅員約9m
舗装市道
(建築基準
法第42条
第1項1号
道路)

58-2

29-9

29-10

29-7

29-8

58-5

58-11

30-32

30-33

30-34

30-35

30-36

30-37

30-38

30-39

30-40

30-41

30-42

30-43

30-44

30-45

30-46

30-47

30-48

30-49

30-50

30-51

30-52

30-53

30-54

30-55

30-56

30-57

30-58

30-59

30-60

30-61

30-62

30-63

30-64

30-65

30-66

30-67

30-68

30-69

30-70

30-71

30-72

30-73

30-74

30-75

30-76

30-77

30-78

30-79

30-80

30-81

30-82

30-83

30-84

30-85

30-86

30-87

30-88

30-89

30-90

30-91

30-92

30-93

30-94

30-95

30-96

30-97

30-98

30-99

30-100

30-101

30-102

30-103

30-104

30-105

30-106

30-107

30-108

30-109

30-110

30-111

30-112

30-113

30-114

30-115

30-116

30-117

30-118

30-119

30-120

30-121

30-122

30-123

30-124

30-125

30-126

30-127

30-128

30-129

30-130

30-131

30-132

30-133

30-134

30-135

30-136

30-137

30-138

30-139

30-140

30-141

30-142

30-143

30-144

30-145

30-146

30-147

30-148

30-149

30-150

30-151

30-152

30-153

30-154

30-155

30-156

30-157

30-158

30-159

30-160

30-161

30-162

30-163

30-164

30-165

30-166

30-167

30-168

30-169

30-170

30-171

30-172

30-173

30-174

30-175

30-176

30-177

30-178

30-179

30-180

30-181

30-182

30-183

30-184

30-185

30-186

30-187

30-188

30-189

30-190

30-191

30-192

30-193

30-194

30-195

30-196

30-197

30-198

30-199

30-200

30-201

30-202

30-203

30-204

30-205

30-206

30-207

30-208

30-209

30-210

30-211

30-212

30-213

30-214

30-215

30-216

30-217

30-218

30-219

30-220

30-221

30-222

30-223

30-224

30-225

30-226

30-227

30-228

30-229

30-230

30-231

30-232

30-233

30-234

30-235

30-236

30-237

30-238

30-239

30-240

30-241

30-242

30-243

30-244

30-245

30-246

30-247

30-248

30-249

30-250

30-251

30-252

30-253

30-254

30-255

30-256

30-257